

DV相談支援センター設置で

全国「相談証明」の交付も 共通の「相談証明」の交付も

被害女性の自立支援をさらに拡充

市では、平成14年に「DV総合対策大綱」を策定し、シエルターの設置や、市独自の「緊急生活支援資金」の助成など、DV被害女性に対する自立支援を積極的に行っていました。さらに、本年1月11日には、国の「改正DV防止法」の施行日に合わせ、今まで市が実施してきたDV対策を取りまとめた「第2次DV大綱」を策定し、同法に基づく「市町村基本計画」に位置づけるとともに、相談支援センターを設置し、被害者の安全確保や自立支援策を活用する際に役立つ「相談証明」の発行も始めました。

市では、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの女性に対する暴力)が社会問題となっていることから、いち早く平成14年に「ドメスティック・バイオレンス(DV)総合対策大綱」を策定し、市レベルでは全国に先駆けてシエルター(緊急一時保護施設)を設置しました。

DV相談支援センターでは、プライバシーが守られるよう、相談専用の直通電話を設置しました。自分やDV被害者ではないかと感じたら、まずは

DV相談専用電話
☎7125-9119

ご相談ください。担当者が一人ひとりの実情をお聞きし、きめ細かな支援を行います。相談は☎の8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く)

同時に、自立活動に必要な交通費や被服費などを助成する「緊急生活支援資金」や、専門医による心理的ケアを受ける場合の「カウンセリング受診助成金」、市営住宅・民間アパート入居支援など、DV被害女性に対する市独自の自立支援を積極的に行っています。

一方、DV防止対策を進める国では、昨年7月にDV防止法を改正し、市町村に「基本計画」や「DV相談支援センター」の機能を果たすことを努力義務としました。

しかし、国の法改正により盛り込まれた事業は、市ではすでに「DV総合対策大綱」に基づき実施していることから、今まで実施してきたDV対策を取りまとめた「基本計画」として位置づけました。

また、全国の自立先の自治体や関係機関で活用できる「相談証明」の発行が可能となることから、「配偶者暴力相談支援センター」機能を追加したうえで、パブリックコメント手続制度や男女共同参画審議会を経て「第2次DV総合対策大綱」を策定しました。

DV被害女性は、同センター発行の「相談証明」の交付を受けることで、全国の自治体や関係機関で、住所を知られないようにするための住民票の閲覧制限や、新たな健康保険への加入手続きなど、自立に必要な支援策を利用するこ

とができるようになります。

引き続き警察や 裁判所との連携も

「DV相談支援センター」では、DV被害女性との相談や相談を行う機関の紹介、緊急時の安全の確保と一時保護のほか、就業や住宅確保、

保護命令制度、入所施設で行う保護、法律扶助協会に関する情報提供や助言、警察や地方裁判所などとの連絡調整などを行い、さらに、必要に応じて関係機関へ同行したり、民間団体と連携しての支援活動も引き続き行います。

【問合せ】男女共同参画課

「福祉のまちづくりパトロール」開始から10年

千11か所の障壁(市対)を改修

市では、平成9年度を「福祉のまちづくり元年」と位置づけ、「福祉のまちづくり推進協議会」を設立し、パトロールの作成やフェスティバルの開催などを行ってきました。

中でも、まちのバリアフリー(障壁のないこと)化を目指す「福祉のまちづくりパトロール」では、高齢者、障害者、地域住民のほか、事業者、国、県などの関係者や学識経験者など10数人ずつが4班体制となり、歩道の段差や幅、誘導用プロッ

クの状態などを実際に歩いたり、車で走り回りなどとして、改修が必要箇所を指摘し、市、県、事業者などの管理者が改修を行っています。パトロールは、平成9年9月か

ら市役所や櫻のホール周辺などで実施し、その後、公民館や小中学校、合併後は閑宿地域の公共施設や駅周辺などでも行い、10年間で千65か所の改修が必要と指摘し、そのうち市では、対応すべき千140か所のうち、千11か所の改修を行いました。「障壁」を取り除いてきました。

「野田のやさしい街マップ」を無料配布



「野田のやさしい街マップ」は、市役所社会福祉課、社会福祉協議会、つくしんぼなどで配布しています。

【問合せ】市役所1階つくしんぼ内

市では、引き続きパトロールを続け、高齢者や障害者にも優しい、より安全で快適なまちづくりを進めていきます。

【問合せ】社会福祉課